

第47回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和5年7月26日（水）午後1時30分から午後4時まで

2 場所

京都地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

藤澤浩一、井上雅朗、浪田陽子、川上治美、横井かをり、西田由美子、
山舗恵子、吉政知広、川畑正文、倉地康弘

（事務担当者等）

増田啓祐、國分進、室谷嘉彦、藤原智子、中島好浩、桑田芳男、
松木慎治、横山経成、小谷将人、仲野綾、松本哲也

4 議題

裁判員裁判における現状と課題

5 議事

(1) 開会

(2) 委員長の選任

(3) 前回のテーマ（民事調停制度の現状と今後の展望－民事調停制度発足

100周年を迎えて－）に関する報告

(4) 裁判員裁判における現状と課題についての説明

(5) 意見交換

(6) 次回のテーマ

裁判所におけるデジタル化の推進について

(7) 退任委員挨拶

(8) 次回開催日

令和5年12月18日（月）

【議事録概要】

《発言者：●＝委員長、○＝委員、□＝事務担当者等》

- 裁判員制度の目的は、国民の良識が反映されて、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることを期待するということだが、裁判員の対象年齢の引下げについて、そもそも裁判員として審理するのに、良識といった点で若い人が適任といえるのかどうかはどのように考えておられるか。
- 選挙権年齢が18歳以上の人に引き下げられたということからすると、国政に携わる立場にある、あるいは参政権がある、ということになるので、裁判員裁判という局面においても、そういった人の声を反映させるに足りるだけの良識をお持ちなのだろうという政策判断があると思われる。実際、これまでも学生の人に裁判員として入っていただいたことは何度もあったが、若い人ならではの視点も裁判の中に活かしていくことが大事だと思う。また、そういった声だけですぐ判断するわけではない。若い人の御意見をシニア層の裁判員の人が聴いて、それはおかしいんじゃないかと反論される場合もあれば、なるほど、そう言われればそうだね、ということもあり、こういう相互の意見交換の中で結論が作られていくというプロセスからしても、若い人ならではの声が裁判の中に反映されるということは意味があることだと、個人的には考えている。
- ダイバーシティの考え方にも通じる面があるかもしれない。

○ 若年層の辞退率が高いということだが、他の年齢層と比べて特に高いのか。

私たち年齢の高い層は、経験値は多いかもしれないが、裁判員制度に関する教育を全然受けていない。今の若い人たちは公民等の教育を通じて裁判員制度を知っていて、経験値は別として、是非というのは大人より知っているかもしれないと思った。

□ 辞退率に関しては、世代別の統計をとっていない。ただし、参加意欲について世代別に統計をとったものがあり、裁判員裁判に参加してみたいかというアンケートをとると、若い人の方が高い傾向にあり、年齢が高くなるのに下がって下がってきている。委員からお話があったとおり、幼少時から既に、裁判員制度が導入されていた、あるいは学校教育の中でも裁判員制度について勉強しているなどの影響があるかもしれないと、個人的には見ている。

○ 辞退理由について、こういう理由が多いとかいうのは出ているか。裁判員候補者は無作為で選ばれるということなので、学生や、例えば認知症で施設にいる人等、自分の意思ではなく辞退しないといけないような状況の人たちも選ばれていて、その人たちも辞退率に入っているのだと思う。

□ 70歳以上あるいは学生の人たちは、それだけを理由に辞退することができが、令和3年の京都地裁の統計では、それらの人たちが辞退理由の半分近くを占めている。次に仕事の都合、これは自ら処理しなければ重大な損害が発生するような差支えがある場合だが、25%となっている。また、裁判所

に来ていただけないような病気やけががある人が9%。介護、育児の関係が7%となっている。

- 辞退理由の状況が毎年変わらないのであれば、対策は難しい気がするものの、病気等のどうしようもない理由以外の人たちが辞退しないようにするために何かできることはないのか。
- 確かに70歳以上や学生というのは辞退理由になっており、これは致し方ない面もあるかとは思っている。また、御病気というのもやむを得ないと思う。ただ、仕事の都合というのが25%ほどあり、これについては、なんとか仕事の都合をつけてお越しいただけないかという思いを持っている。企業に対して裁判員休暇の制度を設けていただくようお願いもしている。一方で、選任手続の前に質問票という形でお聞きすると、仕事の関係で来られないとか、上司に相談したが代わり的人がいななどと回答をされる人たちも一定数いるので、そこを何とかしていただけないかという思いがある。また、「その他、裁判員の職務を行うこと等により、本人又は第三者に身体上、精神上または経済上の重大な不利益が生ずる」という辞退理由については、裁判員裁判に参加することで、精神的にダメージを受けるのではないかと不安に思っている人に対しても、できるだけ参加していただきたいし、経済上の不利益の点も、会社を休んで来ていただけないかという思いがある。このように、仕事あるいは他のことを優先ではなく、裁判員をやってみようと思っ

ていただけないか、色々と考えているところである。

- そうすると、仕事の都合やその他の理由で辞退する人たちの理由をひも解いて、それに対策を講じていくことになると思う。国民としてやるべきことであるなどの訴え方も考えられると思う。そのような中で、様々な広報活動をされていると思うが、先ほど見せていただいた裁判員候補者向け動画が非常に分かりやすかったので、そのまま、例えば動画配信サイトに掲載しておくだけでも身近に感じられると思う。何をするか全然分からないから行く前に断ってしまう人もいないかと思うのだが、あの動画を見たら、ひとりずつちゃんと話を聞いてもらって、その中で何人か選ばれるだけなのかと思って、少し安心した。それを知っていると、選任手続きに行くかどうかのところのステップが一つ低くなると思った。最近の若い人は子どもの頃から動画配信サイトを見ている。テレビはあるが動画配信サイトの方を家族でよく見ているという人もいる。ピーアール用に作り直すのも経費がかかるので、裁判員候補者向け動画をそのまま流してもいいのではないかと思った。裁判官による出前講座もされているということだが、具体的にどういう説明をしているかもお聞きしたい。また、その情報をウェブサイトに掲載されているということだが、一般に裁判所のウェブサイトを見に行く機会は少ないと思うので、例えば、学校にメールを送る等すれば、アクセス数が上がるのではないかと思う。体験型の企画は効果的だと思うが、イベント1回で体験でき

る人数は限られているので、この点も動画配信を活用できないかと思った。

- まず、特に仕事の都合や精神的な負担を理由に辞退される人について分析した方がよいのではないかという御指摘については、背景として京都府の産業構造等も踏まえながら分析する必要もあろう。次に、動画を配信サイトで流してもいいのではないかという点については、実は、最高裁の方で、「名簿記載通知が届いた方へ」、「裁判员候補者名簿に登録された皆さまへ」等の動画をY o u T u b eで配信している。毎年11月頃に、翌年の裁判员候補者名簿に載った人に名簿記載通知を送付する際、それらの動画の案内も行っている。その中に裁判员裁判のパンフレットも同封しているが、それらを実際見ていただけるかどうかという問題はあると思うので、Y o u T u b eなどにアクセスしていただけるような方策も考えていかなければならないと思っている。裁判员制度出張教室では、刑事裁判というものがどういうもので、その中で裁判员裁判がどういう形で行われるのかということをお説明しているのが一般的かと思う。申込み数が伸び悩んでいる点について、教育委員会等に案内状を差し上げてはいるが、授業のカリキュラムの関係で厳しい、という話を聞いたことがある。引き続き根気よく続けていかなければいけないと思っている。また、裁判所のウェブサイトへのアクセスや体験型の動画配信の点について、御指摘いただいたとおり、そもそも京都地裁のウェブサイトをお皆さんにちゃんと見ていただけるか、あるいはアクセスしていただい

たとしても、分かりやすいところに裁判員裁判に関する情報のリンクを貼っておかないと見てもらえないと思う。京都地裁としても裁判員裁判をもう少しピーアールできないか、動画の活用の点も含め、研究したいと思っている。

- 先ほどの辞退理由のところ、70歳以上の人と学生は無条件に辞退できるとなっていたと思うが、そこをなんとかした方がよいと思う。社会経験になるし、大学生こそやったほうがよいと思う。もちろん定期試験等と重なってしまうと困るが、そうでない期間は相当ある。質問票の辞退理由のところ、70歳以上の人や学生はチェックするだけで簡単に断ることができる形になっているのではないかと思う。例えば、学生でも定期試験と重なってしまうような場合はその時に断ってくれても構いません、というように詳しく書いておくことも考えられる。また、70歳以上の人といっても、最近の70歳は若いと思うし、安易に「行かなくていい」というところにチェックできるようにしないようにして、辞退率を少し下げる工夫があってもよいのではないかと思った。裁判員制度出張教室について、令和4年に中学校1件しか申込みがなかったということで、裁判所としては行く気があって待っているが、誰も来てくれないと、そこがもったいないなと思った。声をかけてくれたら行くというのではなくて、集める企画をしてはどうか。例えば夏休みに親子で参加できる企画をする。親の世代はこの制度がなかったので、学校で習っていないということもあるし、親子で一緒に体験ができる内容にする

と大人も一緒に学べる。子どもの教育を通して保護者にも教育することができるので、そういう企画をしてみてもいいのではないかと思う。裁判所に来てもらう企画を何日かやってもいいし、市立図書館等で一般の人向けの講座等があると思うのだが、そういうところに裁判所から出向くのもよい。また、小中高だけでなく大学にもお声がけされたらよいと思う。

□ まず質問票の書き方だが、実際に京都地裁で使っている書式は、辞退を希望するかしないかのいずれかに丸をして、辞退を希望する人はどういう理由で希望するかというところで、70歳以上であるとか、学生であるというところに丸をするようになっており、2回丸をすると簡単に辞退ができる形になっている。ただ一方で法律上、学生は学生というだけで辞退できるというルールになっている関係で、学生なのに学生だというだけでは辞退できないかのような質問の仕方もやりづらいところがある。学生には一度裁判員をやってみようかと思っただけのような環境作りをする方が大事かと思っっている。また、定期試験ではなくても、やはり授業があるからと辞退される学生もいると思うので、大学の方でも、裁判員であれば休んでいいよと言っただけであればありがたい。

○ 裁判員の場合、大学でも公欠という制度があると思う。また、質問票について、法律に合わせなければならない点はともかく、学生だから行かなくてよいと安易にならないように、学生でもできるのですよ、学生だからといっ

て断らなければならないわけではないのですよという、その説明が必要なのではないかと思う。自分は学生だから行かなくていいのだとなってしまうように、学生でもやってる人もいます、といったひと言があるだけでも、「じゃあ自分も行ってみようかな」と思う学生もいるかもしれない。

□ 確かに、高齢の人もそうだが、必ず辞退しなければいけないわけではないので、もう少し書式を工夫できないか研究したいと思う。夏休みに親子行事のようなものがあればよいという点については、今日御説明した中に入っていなかったが、先日、親子参加型の模擬裁判を実施し、裁判員裁判風にやらせていただいたところである。新型コロナの頃はどこの裁判所も控えていたのだが、コロナ前は京都や他の裁判所でも親子模擬裁判や子ども模擬裁判というものをたくさんやっており、本格的に復活させていこうと考えているところである。図書館等の講座に参加する点については、確かに、呼んでいただくだけではなくて、こちらから入っていくというのも大事だと思うので、前向きに考えていきたい。また、裁判員制度出張教室は、大学からお呼びいただければ是非参りたい。

○ 学生等の若い人に参加していただきたいという話の中で、こういった事案に関わることによって、まさに若い人の経験が深まることがあげられるのかなと思う。誤解のある言い方かもしれないが、若い学生が気になることとしては、これから就職するということであり、学生生活でこんなことをした、

ということ、いわゆる就活の時にどれだけしゃべれるかということかと思う。例えばボランティア活動をやってきました、と言うのと同様に、裁判員の経験が、自身の成長につながるのだということ、制度の趣旨とは違ってもいいが、情報として案内の中に入れるということ、若い人からすると、自分の身になるから積極的に参加してみよう、経験してみたい、というように思われるのかなと思った。

□ 確かに最近「ガクチカ」という言葉をメディア等でも時々目にするが、就職の時に有利かどうかということだけではなくて、自分自身の成長とか経験の面でも、裁判員裁判に参加することには意味があるのだということ、広報の中でもう少し強調していけるように検討してみたい。

○ 私が裁判員になりたくないと思うとしたら、やはり例えば死刑であるとか無期懲役であるとか、そういう重い判断をする中に自分が入らなければいけないということが一番大きいんじゃないかなと思う。先ほどの資料では、裁判員を経験して良かったと答えている人もかなりの割合でいるので、評議の内容自体は守秘義務の関係からは難しいとしても、なぜ裁判員をやったのかということが広く知れ渡ると、精神的な負担が多少軽減されるのではないかと。裁判員経験者の座談会での話をアーカイブしてウェブに載せるといいかと思う。評議のところ、ブラックボックスになっていて、やっぱり分からないので、正直ちょっと怖いと思う。だからこそ、可能な限り、知る

ことによって精神的負担を和らげるということが大事であると思った。

- 裁判員経験者に意見交換をしていただいた結果については、簡単な議事録を作成しており、裁判所のウェブサイトにも掲載しているが、先ほど別の話にも出たように、裁判員裁判について何か情報を得ようと思って裁判所のウェブサイトにアクセスする人がどれだけいるのか、アクセスしたとして、その閲覧しようとしている人が必要とする情報がどれだけ入手しやすいかというところは、もう少し改善する必要があると思っている。結局、裁判所の方で裁判員制度は実際にこんなのだということの説明はある程度しているのだが、なかなかそれが受け手に伝わってないのではないかという疑問は個人的には持っている。今の世の中、何かそういう情報を得ようと思うと京都地裁等のウェブサイトで検索する人が多いと思うが、検索していただいた人に効果的に必要な情報が伝わるようなことを考えなければいけないと思っている。まず、意見交換会の内容についてはウェブサイトに載せているが、それが広く見ていただけるような工夫を考えていきたいと思う。また、意見交換会は広報目的で行っているものもあり、マスコミの人たちにも取材してもらっているが、更に広く世間に知っていただくようにしたいと思う。これは個人的見解になるが、やはり裁判員裁判を経験された人が一番効果的な話ができると思う。評議については守秘義務があるものの、実際やってみてこうでしたよといった説得力のある話をしていただける。その方々に、意見交換会以外

の広報行事にも参加していただき、それをまたマスコミに報道していただくことで、裁判員を経験された人の声が世間に広がっていくようなことを、もう少し強化していきたいと思っている。

- 多様な意見があった方がいいかなと思うので言わせていただく。辞退率を下げて出席率を上げる、ということだが、それが当然に良いことなのか、その前提が、私にはよく分からないところがある。選挙でも、投票率を上げましょうとよく言われるが、投票率を上げることそれ自体に意味があるわけではなく、国民が適正に代表され、その意見が国政に反映されることが民主主義社会の中で大事なのである。投票率が10%であっても適切に国民の意見が国政に反映されているのであれば何の問題もなく、むしろその方が社会的コストが安いとも言える。ただ、一部の団体等が動員をかけるなど、国民がうまく代表されずに民主的なプロセスが歪んでしまうのは問題であり、ある種の集合行為問題ともなりうる。そう考えると、裁判員制度についても、辞退率を下げること自体が重要なのではなく、国民の意見が適切に反映されるのかという点がポイントである。例えば年齢とか性別とか地域によって、どのような違いがあるのか、量刑に差が生じるのかとか、そのような研究が今後されなければならないのかなと感じた。特に日本のような社会では、人種とか宗教とか言語といった誰の目にもすぐ分かる差異が少なく、国民が適切に代表されているのか、どのような場合に歪みが生じるのか、ということが見

えにくいと思うので、今後、そのような分析もされる必要があるのかなと思った。要するに、若年層にアプローチして、辞退率を下げるということ自体が重要なのではなく、むしろ若年層を取り込み、社会の全体の意見を的確に裁判に反映していくことを目指すことの方が大事なのではないかと個人的には感じた。

- 辞退率、出席率については、あまり率が悪いと、たくさんの人に候補者として呼出しをかけなければいけないという問題があり、先ほどおっしゃったコストという意味でも、逆にコストがかかってしまうという問題があるので、呼び出した人はできるだけたくさん来ていただければ、それだけ呼び出す母数を減らすことができるという実情はある。また、多様な意見を反映するという意味でも、あまり特定の職業や無職の人ばかりに偏るとか、そのような状況はよくないのかなと思う。日本の社会は比較的均質である中で、どういう代表の取り方をすると社会全般の意見になるのか、私も分からないところであるが、最後にお話のあったとおり、若年層の人を取り込んでいくことによって、社会全般の意見を裁判により反映させていくということが大事なことかなと思う。

- 本日本日予定の議事について、大変貴重な議論をさせていただいた。今後の裁判員裁判に反映できないか検討していきたいと思う。

以 上